

平成 27 年

第 4 回市議会定例会 議案第 9 号

函館市税条例の一部改正について

函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和 25 年函館市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条および第 10 条を次のように改める。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付または分割納入の方法）

- 第 9 条 市長は、法第 15 条第 3 項または第 5 項の規定により、同条第 1 項もしくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）または同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項および第 3 項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、または納入させる場合においては、当該分割納付または当該分割納入の各納付期限または各納入期限および各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額を定めるものとする。
- 2 市長は、徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限または納入期限までに納付し、または納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付または分割納入の各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額を変更することができる。
- 3 市長は、第 1 項の規定により分割納付または分割納入の各納付期限または各納入期限および各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付または分割納入の各納付期限または各納入期限および各納付期限または各納入期限

ごとの納付金額または納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予または当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 4 市長は、第2項の規定により分割納付または分割納入の各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限または各納入期限および各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第10条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があることおよびその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、または納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、または納入すべき徴収金の年度、種類、納期限および金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付または分割納入の方法により納付または納入を行うかどうか(分割納付または分割納入の方法により納付または納入を行う場合にあっては、分割納付または分割納入の各納付期限または各納入期限および各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額および所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名および住所または居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる

書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産および負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入および支出の実績ならびに同日以後の収入および支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、または納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

4 法第15条の2第2項および第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限および金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、または納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号および第6号に掲げる事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とす

る。

第10条の次に次の3条を加える。

(職権による換価の猶予の手續等)

第10条の2 第9条の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項または第5項の規定により、分割して納付し、または納入させる場合について準用する。

2 法第15条の5の2第1項および第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付または分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第10条の3 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 第9条の規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項または第5項の規定により、分割して納付し、または納入させる場合について準用する。

3 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、または納入することにより事業の継続または生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第10条第1項第2号から第4号までおよび第6号に掲げる事項

(3) 分割納付または分割納入の各納付期限または各納入期限および各納付期限または各納入期限ごとの納付金額または納入金額

(4) その他市長が必要と認める事項

4 法第15条の6の2第1項および第2項に規定する条例で定める書類は、第10条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第10条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第10条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第3項第3号に掲げる事項

(4) その他市長が必要と認める事項

6 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第10条の4 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合または担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第26条第2項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第27条の2第7項中「又は」を「または」に改め、「所在」の後ろに「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加える。

第32条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 納税義務者の氏名または名称、住所もしくは居所または事務所もしくは事業所の所在地および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）または法人番号

第40条の2第1項第1号中「および氏名」を「、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改める。

第40条の3第1項第1号および第2項第1号中「および氏名」を「、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番

号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)」に改める。

第51条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「，氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「及び」を「および」に改める。

第54条第3項第1号および第54条の2第1項第1号中「および氏名または名称」を「，氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改める。

第69条第2項第2号中「氏名もしくは名称」を「事務所もしくは事業所の所在地，氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号および次条において同じ。）または法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称）」に改める。

第69条の2第2項第1号中「および住所」を「，住所および個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名および住所）」に改める。

第110条の3第2項第1号中「および氏名または名称」を「，氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）」に改める。

第116条第1号中「及び氏名又は名称」を「または事務所もしくは事業所の所在地，氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）

(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称)」に改める。

附則第8条の4第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号および第5項第1号中「および氏名または名称」を「、氏名または名称および個人番号または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)」に改める。

附則第8条の5第1項第1号中「および氏名または名称」を「、氏名または名称および個人番号または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)」に改め、同条第3項第1号中「および氏名」を「、氏名または名称および個人番号または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名)」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第9条および第10条の改正規定、第10条の次に3条を加える改正規定ならびに第26条第2項の改正規定ならびに次条の規定は、同年4月1日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予および申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 改正後の函館市税条例(以下「新条例」という。)第9条、第10条および第10条の4(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下この項において「平成27年改正法」という。))附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「新法」という。)第15条第1項または第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に申請される新法第15条第1項または第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(次項において「旧法」という。)第

1 5 条第 1 項または第 2 項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第 1 0 条の 2 および第 1 0 条の 4（新法第 1 5 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する改正規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた旧法第 1 5 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第 1 0 条の 3 および第 1 0 条の 4（新法第 1 5 条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 3 2 条第 2 項第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

2 新条例第 2 7 条の 2 第 7 項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる同項の規定による申告について適用し、同日前に行われる改正前の函館市税条例（以下「旧条例」という。）第 2 7 条の 2 第 7 項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 新条例第 4 0 条の 2 第 1 項第 1 号、第 4 0 条の 3 第 1 項第 1 号および第 2 項第 1 号、第 5 1 条第 2 項第 1 号、第 5 4 条第 3 項第 1 号ならびに第 5 4 条の 2 第 1 項第 1 号ならびに附則第 8 条の 4 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号および第 5 項第 1 号ならびに第 8 条の 5 第 1 項第 1 号および第 3 項第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する新条例第 4 0 条の 2 第 1 項ならびに第 4 0 条の 3 第 1 項および第 2 項ならびに附則第 8 条の 5 第 3 項に規定する申出書、新条例第 5 1 条第 2 項に規定する申請書または新条例第 5 4 条第 3 項および第 5 4 条の 2 第 1 項ならびに附則第 8 条の 4 各項および第 8 条の 5 第 1 項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第 4 0 条の 2 第 1 項ならびに第 4 0 条の 3 第 1 項お

よび第2項ならびに附則第8条の5第3項に規定する申出書，旧条例第51条第2項に規定する申請書または旧条例第54条第3項および第54条の2第1項ならびに附則第8条の4各項および第8条の5第1項に規定する申告書については，なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第69条第2項第2号および第69条の2第2項第1号の規定は，この条例の施行の日以後に提出する新条例第69条第2項および第69条の2第2項に規定する申請書について適用し，同日前に提出した旧条例第69条第2項および第69条の2第2項に規定する申請書については，なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第6条 新条例第110条の3第2項第1号の規定は，この条例の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し，同日前に提出した旧条例第110条の3第2項に規定する申請書については，なお従前の例による。

（入湯税に関する経過措置）

第7条 新条例第116条の規定は，この条例の施行の日以後に行われる同条の規定による申告について適用し，同日前に行われた旧条例第116条の規定による申告については，なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い，徴収の猶予，徴収の猶予期間の延長，換価の猶予および換価の猶予期間の延長に関し必要な事項を定め，ならびに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い，市民税等の市税の申告等に係る書類の記載事項に個人番号および法人番号を加えるため